

Q 障害者福祉への充実を

A 相談窓口を設置し支援



▲障害者自立支援のご相談は役場 1 階の福祉課で

Q1 障害者福祉は4月から障害者自立支援法が施行され大きく変わります。

①本村の障害者（身体・精神・知的）の現状を伺います。
②障害者雇用促進法によって一定以上の雇用が義務付けられているが、本村企業は基準が守られているのか伺います。



川原 清議員

③公共物でのバリアフリーの設置状況と身障者トイレの設置状況を伺います。
④障害者自立支援法の施行でサービスはどう変わるのか伺います。
⑤法改正で応益負担が導入されるが減免策を考えているのか伺います。
⑥10月からの地域支援活動の内容について伺います。
⑦障害者なんでも相談窓口を設置する考えがないか伺います。

A1 ①障害者の現状は、精神122人、身体1,424人、知的障害212人で計1,758人です。

②障害者雇用促進法の村内の対象企業は、14社で雇用率1.8%に対して1.35%と守られていない現状です。
③古い施設が多く、部分的に実施しています。トイレは50%設置しています。
④法施行で4月から9月までは現状のままです。激変緩和措置として5年間の猶予が与えられています。

⑤利用料は原則一割負担です。ただし負担が高額にならないように上限額を設けています。他に6種類の減免策があります。

⑥地域支援事業はさまざまなメニューの中から障害者のニーズに合わせて選択して取り組みます。
⑦相談窓口は新制度移行でもあり相談支援員を配置します。

介護保険料の減免策は

Q2 低所得者への配慮として保険料と利用料の減免策を講ずる考えがないか伺います。

A2 4月から保険料をこれまでの第2段階を更に2区分にし、1,050名を軽減します。利用料の減免策は考えていません。